

名城住宅跡地に関する決議

国が名古屋市北区名城三丁目３番１に保有する土地、いわゆる名城住宅跡地については、名古屋城や名城公園に隣接した都心部に位置し、その大部分を都市計画法で定める第一種住居地域と定め、住居の環境の保護に努めてきたところである。

今後も同区域の用途地域を変更することなく、引き続き地域の良い住環境の保全に努めるとともに、市民の理解・納得を得た上で市民が広く利用することのできる良い文教的環境を形成する地区として整備することが強く求められている。

よって、名古屋市会は、その実現に向けたまちづくりに全力で取り組むことを表明する。
以上、決議する。

平成28年３月18日

名 古 屋 市 会